昭和53年12月5日　525号

# 千代田区のおしらせ

東京都千代田区役所（九段南一丁目6番11号）電話（264）0151（大代表）郵便番号102

## 思切り体を動かそう

みんなの施設―区立総合体育館

「たった5日間で終らないで続けて欲しいわ」という声がありました。

11月中の毎週水曜日、総合体育館で行われた「親子体操教室」に参加した4歳のこどもの母親の声です。「小学生の体操教室」も好評でした。

体育館では、この2つの体操教室を来年からは、春と秋の年2回開きたいと張切っています。

また、区民のみなさんが、より利用しやすくなるように体育館では常に工夫をしています。今月からは、“区民優先利用”の制度も取入れられました。くわしいことは2ページをご覧ください。

# 12月から 区民を優先

## 総合体育館

区民のみなさんに、気軽にスポーツを楽しんでもらい、健康増進に役立ててもらおうと、区の総合体育館には、主競技場、卓球場、プールなどの施設があります。

総合体育館は区内に勤めをもつひとたちの利用も多く、プールや卓球場などは、すぐ満員となり、「せっかく良い施設があるのに、混んでいてなかなか利用できない」「空くまで並んで待っていなければならないので大変不便だ」、「区に住んでいるものの利用を優先して欲しい」といった不満や要望が多くの区民の方から出ていました。

そこで、個人利用の日に限り、区内在住者の利用できる分を、あらかじめ確保しておき、少しでも多くの区内在住者に利用してもらえるようにし、十二月から実施されます。

**利用できる施設**　主競技場、卓球場、プール

**競技種目**　バレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球、水泳

**利用方法**　住所が明らかになるもの（健康保険証、運転免許証、ハガキなど、住所が明らかになるものなら、なんでも結構です）を受付けに提示してください。

また、来年の三月からは、毎月第一日曜日を「区民の団体専用日」とし、町会やからだの不自由な方の団体など、区民の団体に優先してご利用いただくことにしています。

なお、くわしいことは、追って「区のおしらせ」でお知らせします。

### 三月の体育館の利用 二月の社会教育会館の利用 抽せん日は一月五日

昭和五十四年三月の総合体育館の団体利用と二月の社会教育会館の団体利用の抽せんは一月五日㈮です。

当選した団体の申込手続は、一月十日㈬までです。抽せんから手続きまでの日数が少ないので、ご注意ください。

なお、「利用予定票」によらない申込みは、体育館が一月六日㈯、社会教育会館が一月十一日㈭の午前十時から受付けます。

十二月の総合体育館の区民無料開放日は、十二月十七日の第三日曜日です。
どうぞ、ご利用ください。

# 捨てないで 活用しよう

## —不用品無料市に 600人が参加—

まだ使えるものは、捨てないで活用しようと、十一月十七日「不用品無料市」が開かれました。

会場の区立水道橋住宅駐車場には、家具類や家庭電気製品、衣類や日用雑貨など約八、三〇〇点が、ところ狭しと並べられました。

当日は、あいにくの天気でしたが、それでも約六〇〇人がつめかけ、会場の外にまで行列ができるほどの人気でした。

なかでも、家具や電気製品には希望者が殺到し、抽せんを行いましたが、スチール製ロッカーは六十倍、ステレオは四十倍、電気オルガンが三十倍という競争率でした。

なお、婦人団体協議会をはじめこの催しにご協力くださったみなさんに、厚くお礼申上げます。

▶これも、もらっていきたいわ

▲大型品には希望者が殺到

◀まだ、入れないのかしら

12月から

# 道路交通法が改正されました

道路交通法の一部が改正され、今月一日から施行されています。

最近は、バイコロジーブームと言われ、自転車を利用するひとが増え、交差点でトラックなどに巻込まれる事故や、自転車対歩行者の事故などが問題となっています。

そこで、今回の改正は、自転車に関するルールがきめ細かく定められたほか、身体障害者の保護と高速道路の通行についての規定が整備されました。

道路交通法は、ドライバーだけではなく、自転車利用者や歩行者にとっても身近なものです。

これからは、年末のあわただしい時期にもなります。

改正点をよく理解し、お互いに交通ルールを守って、交通事故を防ぎたいものです。

## 身体の不自由なひとを守るために

**●目が見えないひとは、白か黄のつえに代えて、白か黄の胴輪をつけた盲導犬を連れて通行できるようになりました。**

今までは、盲導犬を連れたひとでも、白か黄のつえを持たなくてはなりませんでしたが、改正により、つえは必要なくなりました。

**●車いすに乗ったり、盲導犬を連れたひとが通行しているとき、車の運転者は停止または徐行して、保護しなくてはならなくなりました。**

## 自転車に乗るときのルールがきめ細かく

**●自転車とは**

今までは自転車の定義があいまいでしたが、ペダルかハンドクランクにより人力で動かす二輪以上のものと決められ、三輪や四輪のものも自転車となります。

**●自転車は常に整備を**

完全なブレーキ、完全な後部反射器を備えた自転車でなければ、運転することはできません。

完全なブレーキとは、時速十㌔以内で走っていて三㍍以内でとまれる性能を持つもの、完全な反射器とは、夜間百㍍後方から自動車のライトで照らして反射がわかるものです。

**●歩道を通行できる自転車**

"歩道を通行してもよい"という標識のある歩道を通行できる自転車の大きさは、長さ百九十㌢以下、幅六十㌢以下のものと決められました。（これを普通自転車といいます）

**●歩道を通行するときは車道側を**

歩道を通行する自転車は、特に標示がないところでは車道寄りを、歩道上に標示があればそれに従って通行しなければなりません。

そして、歩道を通行するときは徐行し、歩行者の妨げになるときは一時停止しなければなりません。

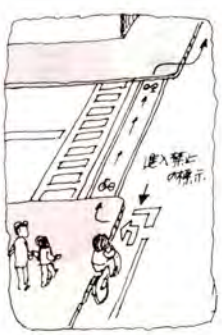


**●交差点の通行は標示に従って**

普通自転車は、交差点進入禁止の標示のあるところでは、歩道に上って通行しなければなりません。

**●横断は自転車横断帯で**

道路を横断する自転車を保護するため、自転車横断帯が設けられます。

この横断帯のあるところでは、自転車は、その横断帯により横断しなければなりません。

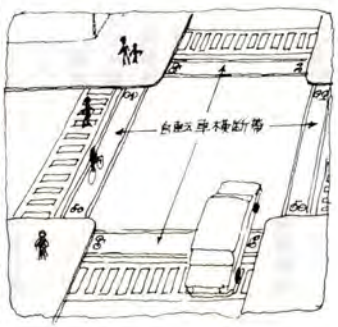


**●歩行者・自転車専用信号の設置**

人の形が表わされている歩行者専用の信号に「歩行者・自転車専用」の表示板が付けられているときは、自転車に乗っているひともその信号に従ってください。

## オートバイ・自動車

**●オートバイはヘルメット着用**

五十ccを超えるオートバイ（自動二輪車）に乗るときは、必ずヘルメットをかぶらなくてはなりません。また、同乗者もヘルメットが必要です。

なお、五十cc以下のオートバイ（原動機付自転車）も、努めてヘルメットを着用しなければなりません。

**●高速道路の二人乗り禁止**

高速道路ではオートバイの二人乗りが全面的に禁止されました。

**●集団暴走行為は厳しく処罰**

暴走族が、集団で危険な行為や迷惑行為をしたときは厳しい処罰（六か月以下の懲役、五万円以下の罰金）がされます。

**●高速道路での故障は違反**

自動車が、高速道路を通行しようとするときは、燃料切れでストップしたり、オイル・冷却水不足でエンコしたり、積荷やスペアタイヤが落ちたりすることのないよう、あらかじめ点検しておくことが必要です。

高速道路でのエンコや積荷の落下は即違反になります。

また、高速道路で故障したときは、必ず停止表示器材を置かなければなりません。

＊

このほか、安全運転管理の強化、免許制度の一部変更などが行われました。

くわしいことは、各警察署へ問合せてください。

# 千代田区の将来を考える

## 長期総合計画に対する区民の感想・意見から

区民のみなさんは、千代田区の将来についてどのように考えているのでしょうか。

区では、いま、区政を計画的に進めるため、長期総合計画を作成しています。

このうち、計画の基本的指針となる「基本構想」に対して区民の方がどのように感じているか、また基本構想にもとづいて今後策定される「基本計画」に対してどのような意見があるかを聞いてみました。

このほど、その結果がまとまりましたので、ご紹介しましょう。

### 回答者は六十七人

区では、長期総合計画の「基本構想」の全文を印刷したパンフレットを、この八月に、区民だけでなく区内の事業所や区内在勤者にも配布しました。

ここでご紹介するのは、このときに、パンフレットに同封した返信用封筒によって、九月末日までに収集した感想や意見のあらましです。

手紙を寄せたひとは全部で六十七人で、このうち区民からが四十一人、在勤者等からが二十六人でした。

性別では男五十四人、女十三人、年令別では、六十代以上が、二十四人（三六％）で最も多く、ついで五十代二十八人（三〇％）、四十代十五人（二二％）、三十代六人、二十代二人という順になっています。

手紙の内容は、いずれも、千代田区の将来を真剣に考えているものばかりで、区では、これらの意見要望を、できる限り今後の基本計画策定に反映させていくことにしています。

### 基本構想の感想

まず、基本構想について述べた感想の内容を見てみると、「基本構想に全面的に賛成」とするものが十一人いるほか、「もっと長期的な計画を立てるべきだ」「実現性に疑問がある」二人、「基本構想・基本計画とも必要なし・反対」が三人という状況です。

以下、基本構想に対する感想の主旨の主なものを拾ってみるとつぎのとおりです

▽基本構想について、住民の認識を深める必要がある
▽基本構想・基本計画とも必要なし、反対

### 基本計画に望むもの

つぎに、基本計画に対する意見では、都市基盤から住居・学校教育・社会福祉など十三の領域にわたって百二十四件の意見が寄せられました。中でも、市街地再開発や区営住宅など住居の確保を内容とした「都市基盤」や「住居」の領域に関する意見が四十四件と、全体の三分の一以上を占めています。

以下、寄せられた意見で多かったものはつぎのような主旨に関するものです。

▽市街地再開発の推進
▽ビル建設に対する助成
▽区営住宅をはじめとした住居の確保
▽緑地帯の確保
▽公害の防止
▽健康づくりのための施策推進
▽防災対策の推進
▽越境入学の解消
▽文化財等の保存・伝承
▽商店の増加対策
▽老人・児童・母子福祉の充実
▽中小企業対策の充実
▽区民参加の推進
▽区の財政自主権の拡充

### 区の住人が逃げ出さないような対策を

地価が高くなる一方の千代田区では、商店にとっては経営が成り立たなくなり、そのあげく土地を貸し、店を貸して、自らは地価の安い所へ転出していく経営者が多いと思う。このようなことから人口がますます減少していくのではないか。こうした問題を解決していく必要がある。（六十代、男）

### 高層ビルの半分を住宅としては

基本構想の目標は「夜間人口の増加」の一点に絞るべきだ。そこで千代田区を全部三十階のビルに高層化し、一方、区の面積の十分の一～五分の一を緑地と公園にする。

そして、千代田区は日本の中心、企業の中心なのだから、大企業の協力を得て、区・都・住宅公団・金融公庫などが一体となり、ビル建設を進め、三十階のビルのうち、半分の十五階を住宅とし、他の半分を企業の事務所や商店街とする。

区は、この立法と施行に努力せよ。これが実現するなら、人口は急激に増加し、税収も増え、区民の協力も得られるはずだ。（五十代、男）

### 親子ともどもいつまでも住める街に

長い間千代田区に住んでいるひとでも、夜になると、区を離れて住宅街の方に帰ってしまうというひとが多くなり、このため、千代田区はだんだんと昼間だけの町と化していく。

町内でお互いに寄合う機会も少なくなり、さびしい限りだ。

親子ともども、いつまでもこの千代田区に住み続けたいと強く望んでいる。区の長期計画に期待したい。（五十代、女）

### 国・都・区有地に区営住宅を

夜間人口の増加対策としては、区営住宅の建設以外にない。

国・都有地および区有地に区営住宅を建設し、住民の定住をはかることが重要である。（六十代、男）

### 市街地再開発に指導と助成を

既成市街地での市街地整備は、再開発によらざるを得ない。まして地価の高い都心でこれを実行するには、国や地方公共団体による思い切った指導や助成が必要だ。

指導の面では、共同建築や高層化を捉進し、道路・公園・緑地の確保につとめる。

地盤面または屋上に、一定規模の緑化を義務づける。

また、助成の面では、老朽家屋を建なおして不燃化するばあいには建築費の一部を助成する。道路・公園を設けたばあいは用地を買上げる。緑化に対しては、樹木を提供するなど。（四十代、男）

### 区営住宅の入居条件を緩和してほしい

区営住宅の建設に当たっては、ぜひつぎのことに配慮してほしい。

▽現在の収入面での入居基準は、現実に即していないので是正する。

▽区内に公衆浴場が少なくなっているので、区営住宅にも浴室を設けてほしい。

▽母子家庭などが、優先的に入居できるようにする。（四十代、女）

### 地元の商工業発展の対策を望む

地元の商工業の発展にもっと力を入れてほしい。

たとえば、商工業の経営者のための信用保証など行えるような共済制度を設けてはどうか。また、区には中小企業に対するいろいろな融資制度があるが、もっと融資額の幅を拡げてほしい。

従業員の親が会社に面会に訪れた折、安価で泊れる宿泊設備を造ってほしい。（八十代、男）

### 基本構想の実現に住民の協力を

人口を増やすためには、空間を利用する以外になく、高層ビルの建設もやむを得ない。ただ、現在の千代田区の状態で、住民の理解が果してどれほど得られるか疑問だ。そのためにも、誰もがこの基本構想を知らないものがないようにし、住民の協力を求めるべきだ。

一人の母親として、こどもが安心して遊べ、また、体力づくりもできるような広場が設けられることを願う。（四十代、女）

### 財源の確保をはかり計画の完全実施を

計画にあたってまず心配なのが「土地と金」だ。限られた土地の中にどのような街を作っていくか、区民に知らせる必要がある。

また、お金の面では、税の配分の見直し、起債許可制度・都区財政調整制度の改善など、地方財政の拡充をはからなければ、せっかくの基本構想も夢物語りに終ってしまう。（四十代、男）





## 保育園の入園申込み
### 受付けは一月三十一日まで

福祉事務所では、保育園の五十四年四月入園の申込みを受付けています。

お子さんの入園を希望するひとは、五十四年一月末日までに申込んでください。

なお、今年の十月以降、すでに入園の申込みをしたひとは、あらためて申込む必要はありません。

入園の決定は、申込みの受付順には関係なく行います。

**申込資格**　区内在住で、昼間めんどうをみるひとがいない家庭（母親または父親がいない、両親とも働いているなど）の乳幼児。

**対象**（いずれも五十四年四月一日現在）

**①麹町・神田・西神田保育園**
一歳児から五歳児まで

**②飯田橋保育園**
零歳児（生後八ヵ月以上）から五歳児まで

**③私立八千代保育園**
零歳児（生後六週間以上）から三歳児まで

**申込み・問合せ**
福祉事務所相談係（区役所一階）

## 来年の〝成人の日のつどい〟同級生と一緒に

区内の二千人近くの若者が、来年の一月十五日成人式を迎えます。

当日、式典に続いて行う交歓会を、どんなプログラムにしようかと若者たちの有志がいま、計画を練っている最中です。楽しみにしていてください。

ところで「同じ学年の友だちと一緒に成人式に出席したい」という声に応えて、今度の「成人の日のつどい」から、対象者を学齢制に変更しました。このため、来年は昭和三十三年一月十六日から昭和三十四年四月一日までに生れたひとが対象になります。

## 年末の資金ぐりに
# 生業資金 六十万円

年末は、何かとお金が必要になる時期です。

生業資金は、個人で事業をしているひとや、これから事業を始めようとする個人を対象に、お貸しするものです。

店舗の改装、仕入れ、設備の増設などで資金が必要となり、ほかの一般金融機関から借りることができないときに、ご利用ください。

申込みがあると、区の生業資金貸付審査会で、資金を貸付けるかどうかを審査します。

申込みの受付は、常時受付けていますが、年末の融資に間に合うためには、お早目に申込んでください。

**貸付額**　六十万円以内（特別な場合は七十万円）

**返済方法**　六か月据置後、五十四か月以内の均等返済

**利率**　年七・六五％

**資格**
- 区内に一年以上住んでいること
- 連帯保証人がいること
- 住民税を完納していること（非課税でも申込めます）

**問合せ・申込み**　福祉課厚生係

## 区長にひとこと　電話でどうぞ
# 「ハイ！区長です」

☎264-0151

毎月1日と15日
午前10時～正午

54年1月の「ハイ！区長です」は、16日(火)に行います。
（元旦は休み。15日は祝日のため16日になります。）

区政に対する意見・要望・提案などがありましたら、お気軽にダイヤルしてください。

電話するときは、264-0151（区役所代表番号）にかけて、「"ハイ！区長です"の係へ」と交換手に告げてください。すぐ、区長室につながります。

## 町会だより

須田町一丁目南部町会（10・31）
**新会長　守安晴二氏**
神田須田町一―二十六
☎252―五八九六
（旧会長　石川棒一氏）

**青果物消費者サービスデー**
12月7日(木)・21日(木)
青いノボリの八百屋さんで

**豚肉の産地直送販売**
12月8日(金)
黄色のノボリの肉屋さんで

**魚の消費者サービスデー**
12月13日(水)・27日(水)
濃紺のノボリの魚屋さんで

## 救急　夜間・休日の急病は

夜間や休日に急病になったときは、つぎのところへ連絡してください。病院などを紹介します。

**消防庁テレフォンサービス**
☎212-2323

**東京都衛生局夜間・休日案内所**
夜間　午後5時～翌朝9時　☎216-4828
休日　午前9時～午後5時　☎216-4820

## サラリーマンの奥さんも 国民年金に加入しましょう

国民年金には、サラリーマンの奥さんも（二十歳から五十九歳までのひと）希望すれば、国民年金に加入できる任意加入制度があります。

国民年金は、二十五年以上、かけ金を納めないと年金を受けることができません（昭和五年以前に生れたひとは期間が短縮されます）。サラリーマンの奥さんの場合は、配偶者としての期間と国民年金に加入して、かけ金を納めた期間を合せて必要な期間になればよい、という特典があります。

つまり、一年以上かけ金を納めれば、六十五歳から年金を受けることができるわけです。

ただし、年金額は、実際にかけ金を納めた月数で計算されます。

国民年金についての問合せは、国民年金課加入給付係へどうぞ。

## 12月の休日診療当番医（内科 小児科）

診療時間：午前9時～午後10時　昼印は午後5時まで　夜は午後5時～10時

| | | | |
|---|---|---|---|
| 10日 | 都築医院 | ☎261-7116 | 九段北1-1-7 カーサ九段405 |
| | 昼 三崎町医院 | ☎261-7446 | 三崎町2－16－5 |
| | 夜 同和病院 | ☎251-2141 | 神田淡路町2－8 |
| 17日 | 浅井医院 | ☎261-0453 | 麹町4-2 万力屋ビル |
| | 奥田医院 | ☎254-0701 | 神田多町2－9 |
| 24日 | 日比谷病院 | ☎502-7231 | 内幸町1－3－2 |
| | 中沢医院 | ☎251-2683 | 外神田3－10－8 |
| 29日 | 山梨医院 | ☎261-2809 | 九段北1－7－7 |
| | 関医院 | ☎252-5566 | 神田多町2－11 |
| 30日 | 飯田橋診療所 | ☎230-1800 | 飯田橋3－9－6 |
| | 佐藤医院 | ☎831-8053 | 外神田6－15－4 |
| 31日 | 日比谷病院 | ☎502-7231 | 内幸町1－3－2 |
| | 昼 一ツ橋診療所 | ☎261-9260 | 神田神保町3－29 |
| | 夜 神保院 | ☎261-0072 | 神田神保町2－8 |

・健康保険証は必ずお持ちください。
・休日診療についての問合せは、いつでも区役所か出張所へどうぞ。

# おしらせ

## 区民相談
### 年末・年始は休み

区民相談室で行っている区民相談は、年末・年始（十二月二十八日㈭から昭和五十四年一月四日㈭まで）は休みます。

また、十二月の法律相談（毎週水曜日）は、十二月二十日㈬で終わり、十二月二十七日㈬は休みます。

## 外濠公園総合グラウンド
### 12月21日から休場

外濠公園総合グラウンドは、グラウンドとテニスコートの保護や整備のため、十二月二十一日㈭から休場します。

再開は、来年四月の予定ですがその期日などは、「区のおしらせ」でお知らせします。

くわしいことは、公園河川課工務係へ問合せてください。

## 千鳥ヶ淵ボート場休場
### 12月16日～54年2月28日

冬を迎えて、千鳥ヶ淵ボート場は、十二月十六日㈯から来年の二月二十八日㈬まで休場します。

この間、ボート・さん橋の補修や整備を行い、来年の再開に備えます。

再開は来年の三月からです。

## 麹町こども会

幼児と小学生を対象に、十二月二十一日㈭　午後二時三十分から三時三十分まで番町区民会館区民集会室で

映画「ほらくらべ」「ハックルベリーの冒険」を上映します。

区役所に用事があるとき
保健所などの施設へでかけるとき
ご利用ください

## 区立施設巡回バス

## 老人福祉センターの行事

**映画会**

**とき**　十二月八日㈮　午前の部　十時三十分、午後の部一時三十分から

**ところ**　センター四階集会室

**上映作品**　「忠臣蔵」桜花の巻・菊花の巻（片岡千恵蔵、中村錦之助、大川橋蔵出演）

**年忘れ素人演芸会**

年末恒例の楽しい演芸会です。ふるってご参加ください。

**とき**　十二月二十二日㈮　午後一時から

**ところ**　センター四階集会室

**定員**　三十組（出演時間は一組五分以内）

出演の申込みは、十二月十一日㈪から十七日㈰までに、センター窓口に申込んでください。先着順に出演希望時間を受付けます。

## 児童館だより

**●富士見児童館**

**クラブ発表会**

十二月二十二日㈮　午後二時三十分から

音楽クラブ＝合唱、合奏
演劇クラブ＝「プレーメンの音楽隊」

**映画会**　十二月二十三日㈯　午後二時三十分から

「小人になったホッパー博士」

**●西神田児童館**

**年忘れこども会**

十二月二十三日㈯　午後二時三十分から

①みんなでみましょう
音楽・演劇クラブの発表など

②みんなでやろう
ゲームなどをします。

**●神田児童館**

**経験しようコックさん！料理会**

十二月十六日㈯　午後二時からお花パンやスープを作ります。対象は小学生以上で、定員は二十一名です。申込みは富士見児童館まで。

**映画会**　十二月二十三日㈯　午後二時から

「ちび、でかの大冒険」「はらべこ競争」

## 犬のふんの後始末は飼主の責任です

歩道の植込みなどに、犬のふんが落ちていることがあります。

道路は、みなさんが通るところであり、そこが犬のふんなどで汚れていることは、大変不快なものです。

犬のふんの後始末は、飼主の責任です。

犬をつれて散歩するときは、ふんを始末する紙などを持参して、飼主が必ず始末しましょう。

## 納期のお知らせ

**固定資産税第三期分**

**納期限は十二月二十七日㈬です**

納入は、都税事務所、または、お近くの金融機関へ。

# 保健所だより

麹町保健所　丸の内3-5-1
☎212-7814
麹町保健所分室　富士見2-2-14 森山ビル内
神田保健所　神田錦町3-10
☎291-3641

## 乳幼児の療育相談（予約制）

先天性股関節脱臼、斜頸など身体に障害があったり、そのおそれのある乳幼児のために、専門医による無料相談と診察を行います。

**とき** 十二月十九日(火)、五十四年一月二十三日(火)、午後一時三十分から二時三十分まで

**ところ** 麹町保健所

**申込み** 電話で麹町保健所予防課業務係へ

## 食事療法の相談

十二月二十二日(金) 午前十時から午後四時まで、麹町保健所分室で定員は五名で、高血圧、糖尿病、心臓病などの食事の相談を受けます。

希望するひとは、電話で麹町保健所予防課業務係へ申込みを。

## 歯科衛生相談室（予約制）

妊産婦と乳幼児を対象に、歯の検診や保健指導を行っています。

**とき** 毎週木曜日　午前九時から十一時まで

**ところ** 神田保健所

**申込み** 電話で神田保健所予防課業務係へ

## 胃の集団検診（無料）

五十四年一月十一日(木) 午前九時、東京都がん検診センターで

対象は三十五歳以上の区民で、今年度まだ受診していないひと。

定員は六十名（先着順）です。

希望するひとは、ハガキに住所、氏名、職業、電話番号、生年月日、と前回の受診年月日を記入し、十二月十三日までに神田保健所予防課業務係へ申込みを。

## 肺機能検査

呼吸器系障害の早期発見のために、診断を行っています。

**とき** 毎週月曜日　午前九時から十時三十分まで

**ところ** 麹町保健所

**申込み** 電話で麹町保健所予防課業務係へ

## 成人病相談室（予約制）

**とき** 毎週金曜日　午後一時から二時まで

**ところ** 神田保健所

**料金** 三千円程度

**検査項目** 血圧、尿、眼底検査など

**申込み** 電話で神田保健所予防課業務係へ

# 暮しの中で

## サラ金にご注意！

サラ金（サラリーマン金融）で借りたお金に高利の利息が重なり借金に追いつめられて蒸発したり一家心中――〝サラ金地獄〟の悲劇が相ついでいます。

保証人なしで、あるいは学生証だけでも簡単に借りられるだけに、つい手を出してしまう人が多いようです。銀行の個人ローンとは違ってサラ金の利息は大幅に高いことを忘れているのではないでしょうか。サラ金の金利のしくみと、借り手にとって利息は長い間借りると、いかに恐ろしいものかを知る必要があります。

まず金利の話です。サラ金だけでなく銀行も含めて、お金を貸すときの金利は、最高限度が出資法と利息制限法という二つの法律で定められています。ところが、出資法と利息制限法とでは最高限度が違うのです。出資法では日歩三十銭まで、利息制限法では年一五～二〇%となっています。サラ金の利用が多い十万円未満の利息は、利息制限法では年二割。日歩にして五銭四厘八毛です。出資法とは二十五銭近くも開きがあります。

銀行が少ない方の利息制限法の範囲内で利息をとっているのに、サラ金は出資法の範囲内で利息をとっています。だからサラ金の利息は高いのです。

つぎに、長い間借りるといかに恐ろしいかという話です。日歩三十銭とは百円について一日三十銭の利息がつくということです。一日〇・三%の利息です。たとえばあなたが十万円借りたとすると一日の利息が三百円。一か月で九千円。一年だと三百円×三百六十五日で利息は十万九千五百円、年率一〇九・五%で、借りたお金以上になってしまいます。また、もし半年ごとに借用書を書換えて、利息を元金に繰入れるやり方だと、十万円が一年で二十三万九千四百七十五円、一年で五十七万三千四百八十三円、三年で百三十七万三千三百五十一円と実に十四倍近くになってしまいます。

このように、サラ金の利息は高いうえに一日一日利息は増え続けていきます。もし借りたら一日も早く返すことです。
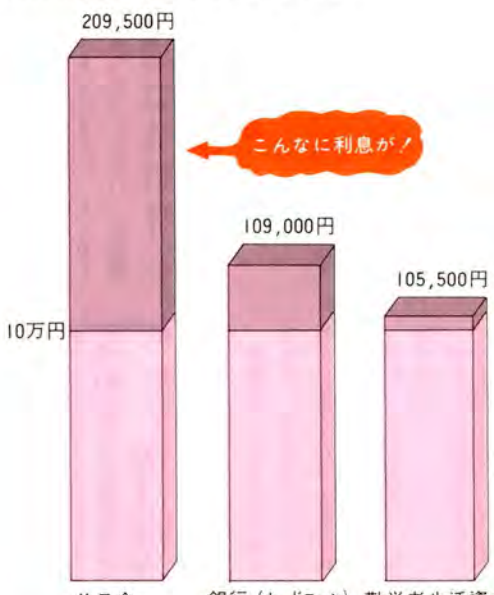
とはいっても、入院、出産、結婚、葬儀、入学などで一度にお金が必要になることがあります。こんなときは、区の「勤労者生活資金」をご利用ください。区内の中小企業に勤める従業員と区内に住む中小企業の従業員を対象とした融資制度で、融資限度額は三十万円で、返済額も月々一万円程度です。